

議案第 4 3 号

市長専決処分の報告と承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 5 月 1 4 日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、別紙の
とおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日

渋川市長 高 木 勉

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例

渋川市都市計画税条例（平成１８年渋川市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

附則第５項を次のように改める。

５ 削除

附則第６項の見出し及び同項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改める。

附則第７項の見出し及び同項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３７項」に改める。

附則第８項の見出し及び同項中「附則第１５条第４３項」を「附則第１５条第４２項」に改める。

附則第１０項の前の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１１項及び第１２項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１３項及び第１４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１５項の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１８項中「附則第１０項、第１１項」を「附則第１１項」に改める。

附則第１９項中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは

第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附則第２０項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の渋川市都市計画税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成２９年４月１日から令和６年３月３１日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）附則第１５条第３２項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。

渋川市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 1 ～ 4 （略） 5 削除 （法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合） 7 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 2 項の条例で定める割合） 8 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 9 （略） （宅地等に対して課する令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例） 1 0 宅地等に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額 （当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）	附 則 1 ～ 4 （略） （法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合） 5 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合） 6 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合） 7 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。 （法附則第 1 5 条第 4 3 項の条例で定める割合） 8 法附則第 1 5 条第 4 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。 （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 9 （略） （宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例） 1 0 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第 7 0 2 条の 3 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に 1 0 0 分の 5（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、1 0 0 分の 2. 5）を乗じて得た額を加算した額（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 3 4 9 条の 3（第 1 8 項を除く。）又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）

を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

1 1 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を

を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

1 1 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 附則第10項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第10項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

1 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を

除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 15 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額

を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 16 (略)
17 (略)
18 附則第10項及び第12項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第10項及び第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項、第13項及び第14項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第13項から第15項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第15項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。
19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第

除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 15 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。))に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 (略)

(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)

- 16 (略)
17 (略)
18 附則第10項及び第12項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第10項及び第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第11項、第13項及び第14項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第13項から第15項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第15項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第16項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。
19 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第

2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。

2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

20 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。